

児童相談所業務外部評価委員会 23年度評価報告書のあらまし

1 地域における連携について

◎ 児童相談所と市町村要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が連携した事例を通し、地域における見守りのあり方について再点検を実施。

(1) 具体的ケースにおいて、児童相談所と要対協が情報共有されているか。

- ▶ 関係機関による情報共有が基本。お互いに情報共有できているか確認すること。
- ▶ 「見守り」という言葉はあいまいなので、明確に定義付けること。
- ▶ ケースの進行管理は、ケースの見立てができる人が見ないとわからないので、どのようなメンバーで行うのが重要。

(2) 医療機関との連携が図られているか。（宇治徳洲会病院でヒアリング）

- ▶ 虐待かどうか判断に迷うケースは児童相談所へ連絡すれば、児童相談所が対応。
- ▶ 医療従事者の虐待に関する知識や関心を高めるべき。
- ▶ 病院と児童相談所の間には児童相談所の心理判定員が入り、クッションの役割をすべき。

(3) 市町村において妊娠・出産期から福祉と母子保健が適切に連携できているか。

- ▶ 妊娠・出産期は母子の健康管理が中心となるが、福祉部門と情報共有・連携を行いながら支援していくことが必要。
- ▶ 虐待予防を図る上では、早期に相談できる体制整備も大切。
- ▶ 母親に精神疾患がある場合、医療機関も含んだ連携も必要。
- ▶ 保護者と市町村の担当者が顔の見える、安心した関係づくりを心がけること。

2 施設入・退所の見極め等について

◎ 児童相談所が関与する中での重篤な虐待事案の発生を防ぐため、施設入・退所の見極めや退所後のフォローの状況について検証を実施。

(1) 時機を逃さず一時保護や入所措置がなされているか。

- ▶ 入所に期間を要したり一時保護を繰り返すケースは、速やかに入所させて教育や生活の環境を整えるべき。併せて家族再統合に向けた親への教育も行うべき。
- ▶ 保護を繰り返す案件について、家庭へ帰したけれど再び虐待を受けることの繰り返しになっていないか顧みるべき。

(2) 地域における見守りなどを担保した上で、退所させているか。

- ▶ 退所する時に相談先を教え、困ったことがあれば相談するという意識付けが必要。
- ▶ 措置解除の理由や入所期間により、帰宅後の子どもの試し行動への対応など、フォローの方法も変わることに留意すべき。
- ▶ 施設での子どもの様子をよく知っている者が帰宅後の子どもを見て、元気か、痩せていないかなど観察することも有効。
- ▶ 子どもが長期間入所している間、親は孤立しており、地域による見守りや関わりが必要。